

大和市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月27日

大和市長 大木 哲

大和市条例第13号

大和市市税条例の一部を改正する条例

大和市市税条例（平成2年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第12項第2号中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り」を削り、同項第3号中「この号及び次号」を「この項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り」を削り、同項第4号中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り」を削り、同項に次の4号を加える。

- (5) 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第31条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- (6) 法附則第30条第2項各号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第31条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第2号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- (7) 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、当該ガソリン

軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第3号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (8) 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前号の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第31条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、第4号の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第13項第3号を削り、同項第4号中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第27項第1号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第27項第2号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「附則第15条第30項第3号」を「附則第15条第27項第3号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (10) 法附則第15条第46項 6分の1

附則第13項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。
別表期間の欄中「令和3年12月31日」を「令和8年12月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(軽自動車税に係る経過措置)

2 改正後の大和州市税条例（以下「新条例」という。）の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（固定資産税に係る経過措置）

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 次に掲げる施設又は機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(1) 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設

(2) 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この号において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この号において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この号において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この号において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この号において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）